

久保町交番だより

令和
8年
5月号

～交通反則通告制度（青切符）導入！！～

令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されました。

☆自転車安全利用五則等を遵守し、安全で適正な利用をしましょう☆



交通反則通告制度とは？
「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。
通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へは移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。



消費者庁主催の「消費者月間」

実施期間

5月1日（金）から31日（日）までの1か月間

☆消費者月間☆



消費者庁では、毎年5月を「消費者月間」とし、安全・安心で豊かにくらすことができる社会を実現するため、関係行政機関と連携して各種啓発活動を実施します。

この月間を通じて、悪質商法の手口を知り、被害に遭わないようにしましょう。

☆「悪質商法」って何？☆

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

☆具体的な最新トレンドと手口☆

- (1)最新トレンド～ 若者から高齢者までの幅広い年齢層を狙う「後出しマルチ」・投資・情報商材
- (2)手口～ SNSやマッチングアプリで接近し、「必ず儲かる」「楽に収入が得られる」とマルチ商法やFX等の投資話（情報商材）を執拗に勧誘する。
- (3)特徴～ 最初はマルチだと隠し、契約直前や契約後にマルチの仕組みを説明する。借金をさせてまで高額な契約を迫るケースが多い。

☆不安を感じたとき、被害にあった時の相談窓口☆

- 最寄りの警察署または警察本部
- 警察相談専用電話（「#9110番」）
- 県の消費生活センターまたは市町の消費生活相談窓口（消費者ホットライン「188番」）

